

令和 2 年 1 月 31 日

宇治市長 山本 正 様

宇治市国民健康保険運営協議会
会長 小山 茂樹



令和 2 年度 宇治市国民健康保険事業運営について

<答申>

令和 2 年 1 月 9 日に諮問のあった上記の件について、別紙のとおり答申する。



答 申

平成30年度から国民健康保険制度改革が施行され、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされている一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き行い、安定的な財政運営や効率的な事業運営が続けられる取り組みが必要である。

これらを踏まえ、本協議会は令和2年度宇治市国民健康保険事業の運営についての諮問に対し、要望事項を付して次のように答申する。

なお、要望事項については、実現に向けて最大限努力されるとともに、施策の実施にあたっては関係部署との連携を密接にし、被保険者はもとより市民全体の理解と協力を得るよう求めるものである。

令和2年度宇治市国民健康保険事業運営について

(1) 保険給付に必要な費用が京都府からの交付金により賄われる一方、市の医療費水準及び所得水準によって決定された納付金を京都府に対して納付するとともに、保険料率については、京都府が示した標準保険料率に基づく設定を基本として、市が決定することとなっている。

しかしながら、令和2年度の事業運営における京都府が示した標準保険料率は、令和元年度の標準保険料率より医療給付費分は引き下げとなったものの、平成30年度の標準保険料率に据え置いている現行保険料率に対しては全体として大幅な改定率となっている。よって、市の国民健康保険料については、今後の国や京都府の動向、一人あたり医療費の伸び等について慎重に見極めつつ、今後も引き続き適切な方について検討を行う必要があることから、令和2年度は現行保険料率に据え置くこととする。なお、賦課限度額は、政令の変更に基づき設定することが妥当と考える。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	7.56% (据置)	2.75% (据置)	2.67% (据置)
均等割額	25,400円 (据置)	9,100円 (据置)	10,900円 (据置)
平等割額	17,500円 (据置)	6,300円 (据置)	5,500円 (据置)
賦課限度額	63万円 (現行61万円)	19万円 (据置)	17万円 (現行16万円)

(2) 国民健康保険事業財政調整基金は、これまでから厳しい運営の中においても積み立てを行ってきたところであるが、令和2年度においては、国民健康保険料の設定における歳入不足に対し、その一部である3億8千万円を取り崩すこともやむを得ない措置と考える。

なお、一般会計の厳しい財政状況を鑑みる中では、市の基金については、引き続き同様の取り崩しが必要となると見込まれることから、今後の見通しなどをふまえると、京都府国民健康保険財政安定化基金の活用も考慮する中で、市において保有する規模も含め、そのあり方について再検討する必要があると考える。

(3) 保険者を財政的に支援する仕組みである保険者努力支援制度に基づき、これらを活用した特定健康診査や特定保健指導の実施率向上や、医療費の適正化に向けた取り組み等の推進を図られたい。

(4) 令和2年4月1日の実施を予定している京都地方税機構への滞納整理事務の移管をふまえて、保険料の適正かつ確実な徴収及び収納率の向上をめざす取組み等の推進を図られたい。

以上

要 望 事 項

1. 保険料収納率の向上について

保険料収納率の向上は、国民健康保険財政の安定化、被保険者間の公平性の観点からも重要な課題であり、最大限の徴収努力を実行しなければならない。

したがって、滞納者との接触の機会を確保し、実態の把握に努め、「短期証」を活用し、自主的な納付に繋げるとともに、特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している被保険者については、「資格証明書」を交付するなど、京都地方税機構と連携しながら、さらなる歳入確保に努められたい。

2. 保険給付の適正な実施について

国民健康保険事業において、歳入の確保とともに歳出の抑制も重要な課題となっている。

その中で、保険給付は保険制度の基本事業であり、必要な方に必要な保険給付が確実になされるように、その適正化及び効率化については、広域的な対応が必要なものや一定の専門性が求められるものなど、市のみでは効率的に対応しきれない場合があり、国や京都府とともに推進されたい。

3. 保健事業の充実について

半日人間ドック及び脳ドック受診補助事業をはじめ、被保険者がいつまでも健やかな生活を続けられるよう、他自治体の事例を研究するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等をはじめとした関係機関や関係部署と協力・連携し、多様な健康づくりを展開されたい。

また、特定健康診査・特定保健指導については、生活習慣病の予防、早期発見に効果があり、普段、医療機関を受診しない方も健診を機会に「かかりつけ医」を持つことにもつながることから、実施率向上のため、より効果的な工夫や手法について検討されたい。

4. 被保険者への啓発強化について

国民皆保険制度の下、被保険者資格の適用の適正化をはじめ、事業における財政状況や医療費の動向、保険料の賦課・徴収、保健事業、自らの健康管理と適正な受療行動など、被保険者はもとより広く市民に事業運営全般にわたる趣旨の理解と協力を求める必要があることから、「市政だより」や「ホームページ」の周知・啓発手段を駆使したわかりやすい広報活動を実施されたい。

5. 健全な事業運営について

今後も引き続き多額の医療費等関連支出が見込まれる中、国や京都府に対してさらなる国民健康保険財政基盤の強化を求めるとともに、納付金や標準保険料率をはじめとした、必要な情報が速やかに提供されるよう引き続き要望されたい。

なお、今後、国民健康保険事業財政調整基金の規模も含めて、市の国民健康保険事業がより一層厳しい状況を迎えた場合は、一般会計に対してその財政状況も鑑みながら繰入による支援を求められたい。